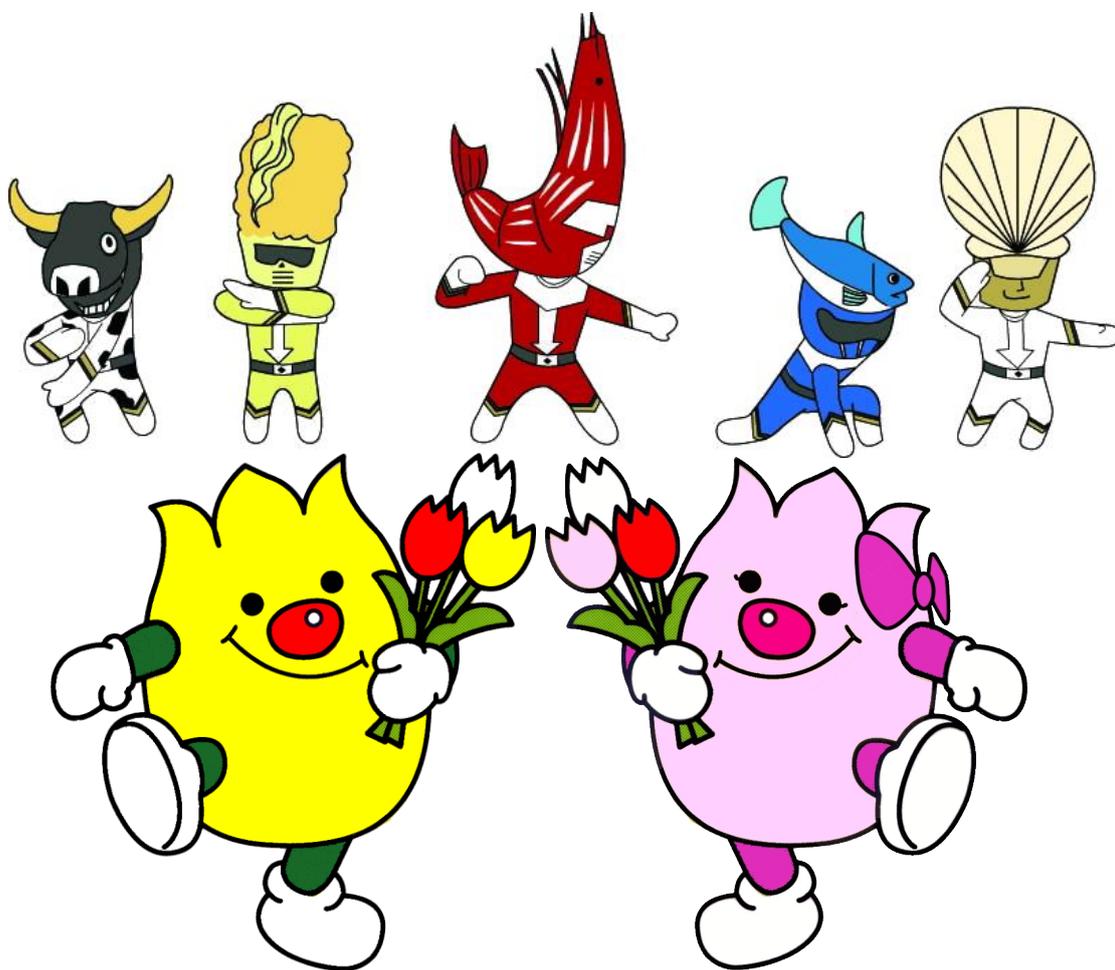




令和5年10月版

高齢者生活支援 ガイドブック



 湧 別 町

福 祉 課

高齢介護グループ・地域包括支援センター

TEL 01586-5-3761

高齢者生活支援ガイドブック 目次

★介護保険制度

内 容 区 分	ページ
◆ 介護保険のしくみ	1. 2
◆ 介護保険サービス利用方法	3. 4
◆ 自己負担割合と要介護状態区分及び支給限度額	5
◆ 介護保険 自己負担の軽減制度・ 介護保険サービスへの問い合わせ先	6

★地域包括支援センター・居宅介護支援事業所

内 容 区 分	ページ
◆ 地域包括支援センター	7
◆ 居宅介護支援事業所	8

★介護保険 在宅サービス

内 容 区 分	ページ
◆ 訪問介護	9. 10
◆ 通所介護	11. 12
◆ 短期入所生活介護	13. 14
◆ 訪問看護	15
◆ 小規模多機能型居宅介護	16
◆ 住宅改修費支給制度	17. 18
◆ 福祉用具貸与	19
◆ 福祉用具販売	20

★介護保険等施設

内 容 区 分	ページ
◆ 介護老人福祉施設	21. 22
◆ 認知症対応型共同生活介護施設	23
◆ 軽費老人ホーム	24
◆ 有料老人ホーム	25. 26
◆ 高齢者専用賃貸住宅	27
◆ 生活支援ハウス	28

★介護保険料

内 容 区 分	ペ ー ジ
◆ 介 護 保 険 料	29, 30

★地域包括ケアシステム

内 容 区 分	ペ ー ジ
◆ 地 域 包 括 ケ ア シ ス テ ム	31
◆ 支え合いの地域づくりへの施策・ 認知症のための施策	32

★介護保険の対象にならない方に対するサービス

内 容 区 分	ペ ー ジ
◆ 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 事 業	33, 34

★湧別町及び町内事業所の高齢者向けサービス

内 容 区 分	ペ ー ジ
◆ 高 齢 者 向 け サ ー ビ ス 一 覧	35~37

★その他

内 容 区 分	ペ ー ジ
◆ 町内に介護事業所のある事業者一覧	38, 39
◆ 湧別町内の介護事業所・施設地図	40
◆ 遠軽町の介護事業所 (※湧別町でのサービス実績がある事業所)	41
◆ 近隣市町の福祉施設	42

※注意事項

このガイドブック内に記載されている内容については、
令和5年10月現在のものです。

介護保険制度

◎介護保険のしくみ

湧別町民の皆さんの介護保険は湧別町が保険者となって運営しています。
40歳以上の方が加入者（被保険者）となって保険料を出し合い、介護（支援）が必要となったときに認定を受けて、サービスを利用する制度です。



介護保険の被保険者は、年齢で2つに分けられます

65歳以上の方
(第1号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

介護が必要と認定された方です。
(病気やけがなど介護が必要になった原因にかかわらず介護サービスの対象となります。)

医療保険に加入している
40～64歳の方
(第2号被保険者)

介護サービスを利用できるのは

老化が原因とされる病気（特定疾病）により介護が必要と認定された方です。
(P4)

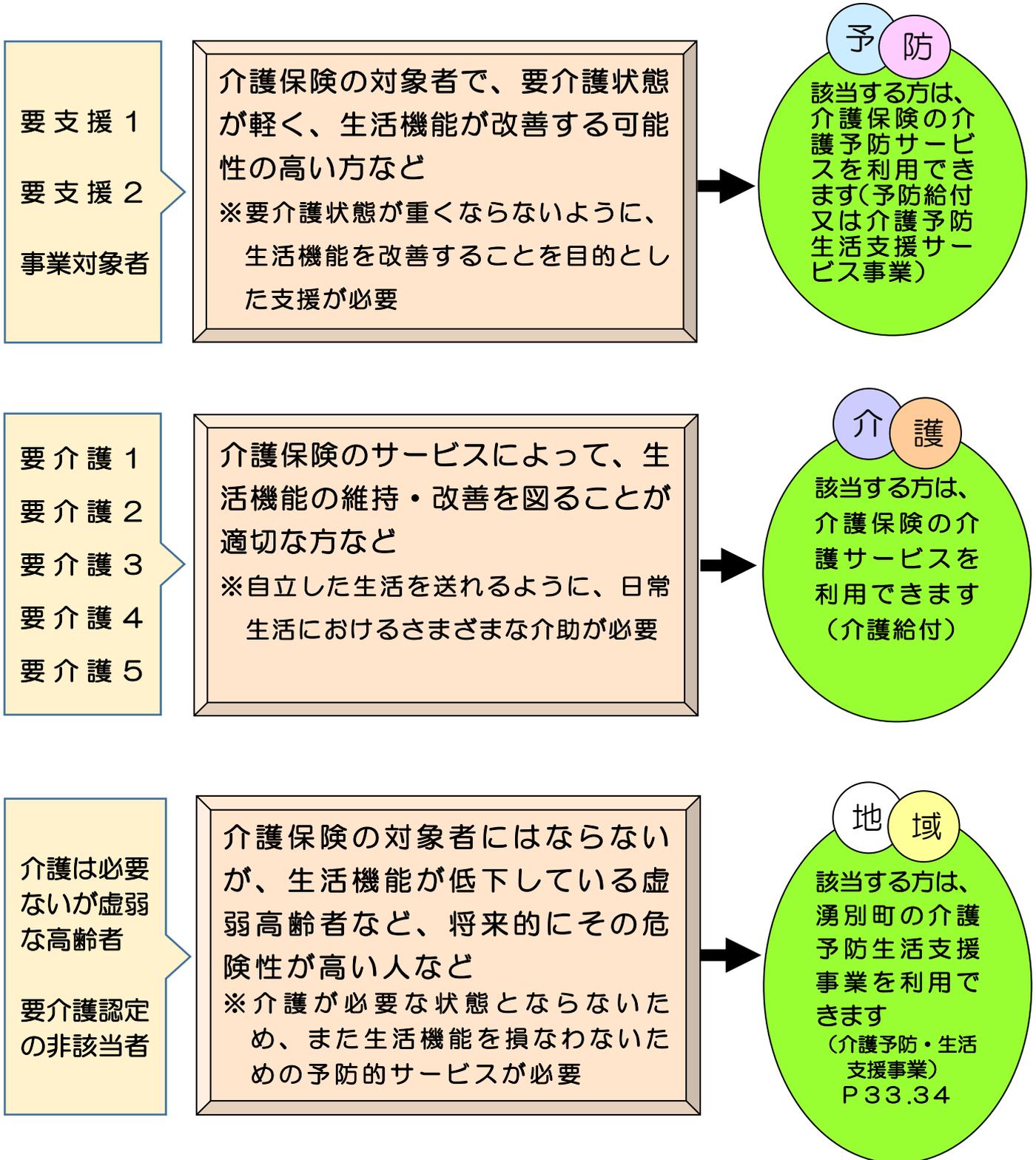
介護保険証は次の時に使用します。

☆要介護認定を申請・更新するとき ☆ケアプランを作成するとき ☆サービスを利用するとき

介護予防・生活支援サービス事業

要支援者等に対して、要介護状態等となることの予防・軽減若しくは悪化の防止や地域での自立した日常生活の支援を実施するため、旧介護予防訪問介護等の専門的なサービスに加え住民等の多様な主体が参画し、多様なサービスを充実することにより、要支援者等への効果的・効率的な支援により、地域の支え合いの体制づくりを推進する事業です。

介護保険では高齢者の状態に応じたサービスが利用できます



介護保険サービス利用方法

★申請からサービス利用まで★

①申請

○まずは町に申請します

- ・町に要介護（要支援）認定の申請をします。

＜申請に必要なもの＞

- ・介護保険被保険者証、印鑑、加入している医療保険の保険証（※）

（※）40歳以上65歳未満の場合（第2号被保険者）

②調査

○心身の状態を調査します

- ・認定調査の実施

心身の状態を調べるために、本人やご家族などへの聞き取り調査が行われます。

- ・主治医の意見書

町より主治医へ介護を必要とする原因疾病などについての意見書作成を依頼します。

※主治医：かかりつけのお医者さんで、本人の心身の状態をよく知っている医師のことです。

③審査

○どれくらいの介護が必要か審査・判定します

- ・一次判定（コンピュータ判定）

調査票がコンピュータで分析され、要介護状態区分が判定されます。

- ・二次判定（審査会判定）

遠軽地区介護認定審査会が任命する保健、医療、福祉の関係者から構成された介護認定審査会が、認定調査票による「一次判定」、調査員が記入する「特記事項」、主治医からの「意見書」を基に総合的に審査し、要介護区分を判定します。

④認定

○町が認定します

審査で判定された認定結果が通知され心身の状態により次に分けられます。

- ・要支援1、2

生活機能の維持、改善を図ることが適切な方など

- ・要介護1～5

介護サービスによって、生活機能の維持、改善を図ることが適切な方など

- ・非該当

要介護（要支援）に該当しない方

次ページ⑤へ



⑤利用

＜介護（予防）サービスの計画作成＞

・要支援1、2

地域包括支援センターの職員と介護予防の目標を設定して、それを達成するためのサービスの種類や回数を設定します。

・要介護1～5

居宅介護支援事業所のケアマネジャー又は施設でサービス計画を作成、サービスの種類や回数を設定します。

＜サービスの利用＞

サービス事業所等と契約し、介護保険での居宅サービス、地域密着型サービス、施設サービスを利用します。

- 原則として申請から30日以内に認定結果通知と介護保険証が届きます。（ただし、病院への受診状況等によって認定結果が遅れる場合があります、平均して1月以上かかります。）
- 継続して介護サービスを利用する場合は、認定の有効期間がすぎる前に更新の申請が必要です。（更新案内は役場から送付されます。）

第2号被保険者の要介護認定

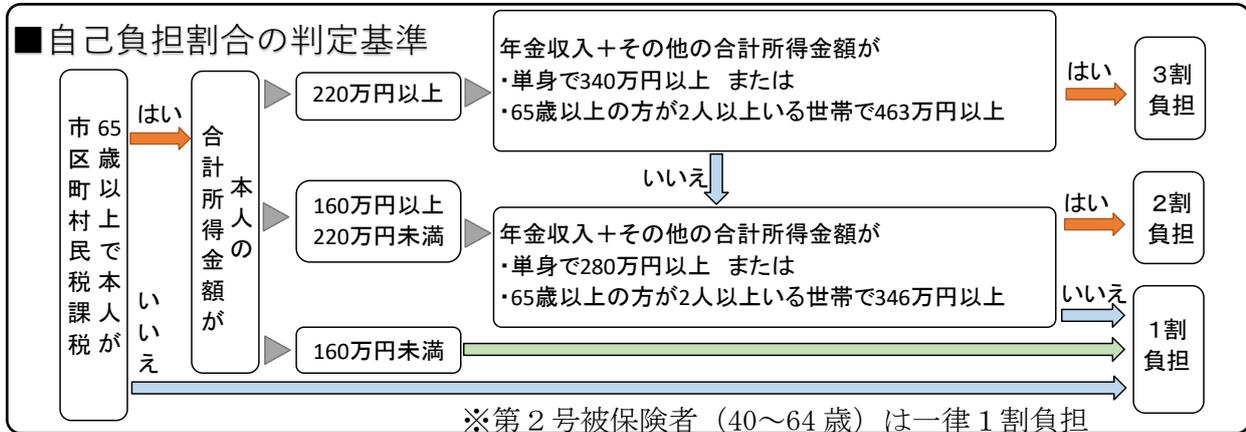
※医療保険に加入している人のみ

第2号被保険者(40～65歳未満)の方が、要介護認定を受ける場合は次の特定疾病によるものであることが条件となります。（本来、高齢者に発生する疾病が65歳未満で発生する場合を想定したものであるため、特定疾病が外傷性により発症した場合は除かれます）

- ① がん（がん末期）
- ② 関節リウマチ
- ③ 筋萎縮性側索硬化症（ALS）
- ④ 後縦靭帯骨化症
- ⑤ 骨折を伴う骨粗しょう症
- ⑥ 初老期における認知症（アルツハイマー症、血管性認知症、レビー小体病等）
- ⑦ 進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病
- ⑧ 脊髄小脳変性症
- ⑨ 脊柱管狭窄症
- ⑩ 早老症（ウェルナー症候群等）
- ⑪ 多系統萎縮症
- ⑫ 糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症
- ⑬ 脳血管疾患（脳出血、脳梗塞等）
- ⑭ 閉塞性動脈硬化症
- ⑮ 慢性閉塞性肺疾患（肺気腫、慢性気管支炎、気管支喘息、びまん性汎細気管支炎）
- ⑯ 両側の膝関節または股関節の著しい変形を伴う変形性関節症

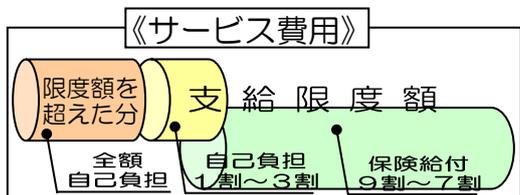
自己負担割合と要介護状態区分及び支給限度額

介護保険のサービスを利用する際には、利用者は原則としてサービスにかかった費用の1割、2割又は3割を自己負担します。また、要介護状態区別に保険から給付される上限額（支給限度額）が決められています。なお、限度額を超えてサービスを利用したときは、超えた分が全額自己負担となります。



■サービス支給限度額

要介護度	状態のめやす	支給限度額 (1ヶ月当り)	自己負担額 ※1割負担の場合 (1ヶ月当り)
要支援1・ 事業対象者	ほぼ自立した生活ができるが、介護予防のための支援や改善が必要	50,320円	5,032円
要支援2	日常生活に支援は必要だが、それによって介護予防できる可能性が高い	105,310円	10,531円
要介護1	歩行などに不安定さがあり、日常生活に部分的な介護が必要	167,650円	16,765円
要介護2	歩行などが不安定で、排せつや入浴などの一部または全部に介護が必要	197,050円	19,705円
要介護3	歩行や排せつ、入浴、衣服の着脱などに、ほぼ全面的な介護が必要	270,480円	27,048円
要介護4	日常生活全般に動作能力が低下しており、介護なしでの生活は困難	309,380円	30,938円
要介護5	全般的に介護が必要で、介護なしでは日常生活がほぼ不可能	362,170円	36,217円
非該当	自立した生活ができ、今のところ介護や支援を必要としない	介護予防・生活支援事業 (町単独事業)	P33・34



😊 支給限度額の中に含まれないサービスもあります

- 特定福祉用具販売
- 住宅改修費の支給 など

1年間10万円まで 1人20万円まで

ただし、サービスの中でも、施設に通ったり宿泊したりするサービスや施設に入居（所）して利用するサービスは、食事や滞在費（居住費）等の費用も自己負担となります。

施設に通って利用するサービス

サービス費用の1割～3割 + 日常生活費 + 食費

施設に宿泊して利用するサービス、施設に入居（所）している方へのサービス

サービス費用の1割～3割 + 日常生活費 + 食費 + 滞在費（居住費）

介護保険 自己負担の軽減制度

高額介護サービス費

世帯内で同じ月に利用したサービスにかかる利用者負担額（月額）が、下表の一定の上限額を超えたときは、申請により「高額介護サービス費」として後から支給されます。なお、対象となる場合は湧別町より申請書を送付いたします。

※施設入所、ショートステイの食費・居住費、住宅改修及び福祉用具購入の自己負担分は高額介護サービス費の支給対象となりません。

利用者負担段階区分	負担上限月額（月額）
●課税所得690万円（年収約1,160万円）以上	140,100円（世帯）
●課税所得380万円（年収約770万円）～課税所得690万円（年収約1,160万円）未満	93,000円（世帯）
●課税所得380万円（年収約770万円）未満 ※住民税課税世帯	44,400円（世帯）
●世帯の全員が住民税非課税	24,600円（世帯）
前年の公的年金等収入金額＋その他の合計所得金額の合計が80万円以下の方	15,000円（個人）
●生活保護の受給者	15,000円（世帯）

高額医療合算介護サービス費

介護保険と医療保険の上限額を適用した後に、世帯内で1年間の自己負担合計額が一定の負担額を超えた場合には、申請により超えた分が支給されます。

なお、対象となる場合は後期高齢者医療広域連合会より申請書が送付されます。

低所得者の障がい者の方の負担軽減

一定の要件を満たした方が障がい福祉サービスに相当するサービスを介護保険で利用する場合に、利用者負担が軽減されます。

【要件】○65歳になる前日まで、5年間障がい福祉サービスを利用している。

○低所得者。

○65歳まで介護保険サービスを利用していない。 など

介護保険サービスへの問い合わせ先

介護サービスに不満などがあったら！

サービスに不満や苦情があったら、迷わず下記までご相談ください。

サービス提供事業者

事業者は利用者の不満や苦情などに対して、対応する義務があります。

ケアマネジャー

利用者の不満や苦情などの相談に応じ、事業者との調整を行います。

地域包括支援センター及び町介護保険担当

地域住民の様々な内容の相談、事業者やケアマネジャーに相談しても改善しない場合などについても、相談を受け付けています。

国民健康保険団体連合会

湧別町で解決できない場合などは、都道府県ごとに設置されている国保連に、相談や苦情の申し立てをすることができます。

地域包括支援センター・居宅介護支援事業所

地域包括支援センター

地域包括支援センターは、高齢者のみなさんが住み慣れた地域で安心した生活を続けられるように支援を行う総合機関です。

《サービスの概要》

介護認定「事業対象者及び要支援1・2」の認定を受けている人に係る介護予防サービス計画又は介護予防ケアマネジメント計画の作成、介護予防等サービス事業所との連絡調整等のサービスを行います。

その他、介護予防の拠点として、要介護状態になるおそれのある方に対するの予防事業実施や、高齢者本人や家族からの様々な相談に対応し、介護、福祉、医療のほか虐待防止や介護離職防止など、必要とする支援が継続的に提供されるように調整します。

☆町内の事業所

■湧別町地域包括支援センター

- ・住所 湧別町栄町 112 番地の1
湧別町役場湧別庁舎 福祉課内
- ・開設時間 月曜日～金曜日 8時30分～17時15分
- ・電話 01586-5-3761（休日は転送対応）
- ・事業者 湧別町

介護予防を推進します

- 事業対象者及び要支援1、2と認定された方の介護予防ケアプランを作成します。
- 要介護、要支援になるおそれのある方の予防事業を行います。
（筋力向上、口腔機能の向上など）

高齢者の権利を守ります

- 虐待を防止します。
- 認知症などにより判断能力の低下している方を支援します。
- 悪質な訪問販売等による被害を防止します。

様々な相談に対応します

- 高齢者についての心配ごと、介護の疲れや悩みなどの相談に対応します。
- 家族介護者等の介護離職防止に向けた相談に対応します。
- 生活困窮やひきこもり等の総合的な相談、支援にも対応します。

適切なサービスを提供できるように支援します

- ケアマネジャーやサービス事業所などと連絡調整して適切なサービスが提供されるよう支援します。
- 在宅医療と介護の連携に関する医療・介護関係者の相談支援を行います。

居宅介護支援事業所

《サービスの概要》

介護認定「要介護1から要介護5」の認定を受けている人に係るケアマネジャーによるケアプランの作成、事業所との連絡調整・紹介等のサービスを行います。

ケアプランとは、どのような介護サービスをいつ、どれだけ利用するかを決める計画のことです。ケアプランを作成することによって、効率的なサービス利用ができるようになります。

☆町内の事業所

■湧別町社協居宅介護支援事業所

- ・住所 湧別町栄町112番地の1
湧別町役場湧別庁舎 第2庁舎内
- ・電話 01586-5-3772
- ・事業者 (福)湧別町社会福祉協議会

■居宅介護支援事業所オリーブ

- ・住所 湧別町上湧別屯田市街地138番地
- ・電話 080-3093-4277
- ・事業者 (株)ドリーム・イデア



介護保険 在宅サービス

訪問介護（ホームヘルプ）

予 事業対象者、要支援1・2

防 【基準型訪問介護】

介 要介護1～5

護 【訪問介護】

《サービスの概要》

ホームヘルパーが事業対象者又は要介護者の居宅を訪問し、本人が在宅している上で介護その他の必要な日常生活上の世話をを行うサービスです。

◎身体介護：食事介助、排せつ介助、入浴介助、通院介助

◎生活援助：買い物、調理配膳、掃除、洗濯

※利用者以外のためのお手前はサービスの対象になりません。

●本人以外のための掃除 ●庭の草むしり ●大掃除 など

《一般的な利用料金》（利用料金は、基本的な費用の1割を掲載しています。）

◇基準型訪問介護（事業対象者、要支援1・2）

区分 1ヶ月当り	介護度	要支援1・ 事業対象者	要支援2
週1回程度の利用		1,176円	1,176円
週2回程度の利用		2,349円	2,349円
週2回程度を超える利用			3,727円

※身体介護・生活援助の区別はありません。

◇訪問介護（要介護1～5）

区分 1回当り	介護度	要介護1から5
身体介護	20分未満	167円
	20分以上 30分未満	250円
	30分以上 1時間未満	396円
	1時間以上	(30分増すごと+84円) 579円
	生活援助	20分以上 45分未満
	45分以上	225円
通院等 乗降介助	1回	99円

※基本料金にその他加算が加わります。加算内容は各事業所によって異なります。

☆町内の事業所

■湧別町社協訪問介護事業所

- ・住所 湧別町中湧別南町 911 番地
湧別町社会福祉会館内
- ・電話 01586-2-2197
- ・事業者 (福)湧別町社会福祉協議会

■訪問介護事業所オリーブ

- ・住所 湧別町上湧別屯田市街地 1 3 8 番地
- ・電話 01586-4-1300
- ・事業者 (株)ドリーム・イデア

■ホームヘルプ向日葵

- ・住所 湧別町中湧別東町 9 8 9 番地 1 6
- ・電話 01586-8-7725
- ・事業者 (有)ひまわり



通所介護（デイサービス）

予

事業対象者・要支援1・2

防

【基準型通所介護】

介

要介護1～5

護

【通所介護】

《サービスの概要》

事業対象者及び要介護認定者を通所介護施設に通わせ、介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行うことで、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

- ①リフトバスなどによる送迎
- ②看護師などによる健康チェックや日常動作訓練
- ③入浴や食事の提供 ※食費（昼食代）については別途自己負担があります
- ④レクレーションなどの高齢者同士の交流など

《一般的な利用料金》（利用料金は、基本的な費用を掲載しています。）

◇基準型通所介護（事業対象者、要支援1・2）

区分	介護度	要支援1・事業対象者	要支援2
1ヶ月の利用(週1から2回)		1,672円	3,428円

おむつ代、その他日常生活に必要なものは利用者負担となります。
送迎・入浴代は上記金額に含まれています。

◇通所介護（要介護1～5）

区分	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1日の利用料						
☆地域密着型通所介護施設						
所要時間3時間以上4時間未満		415円	476円	538円	598円	661円
所要時間6時間以上7時間未満		676円	798円	922円	1,045円	1,168円
所要時間7時間以上8時間未満		750円	887円	1,028円	1,168円	1,308円
入浴介助(1日)						40円

- ※基本料金にその他加算が加わります。加算内容は各事業所によって異なります。
- ※事業所ごとに事業所規模及び所要時間に違いがあります。
- ※昼食代（基準型通所介護、通所介護共通）は自己負担となり上記金額に加算されます。

☆町内の事業所

◆基準型通所介護及び通所介護事業所

■湧別町高齢者生活福祉センター（地域密着型）

- ・住所 湧別町東 41 番地の 11
- ・電話 01586-5-3800
- ・事業者 (福)湧別福祉会

■社会福祉法人上湧別福祉会 老人デイサービスセンター（地域密着型）

- ・住所 湧別町上湧別屯田市街地 335 番地の 1
- ・電話 01586-2-5116
- ・事業者 (福)上湧別福祉会

■デイサービスらん（地域密着型）

- ・住所 湧別町上湧別屯田市街地 92 番地の 1
- ・電話 01586-8-7116
- ・事業者 (株)ドリーム・イデア

■デイサービス絆（地域密着型）

- ・住所 湧別町中湧別東町 989 番地の 16
- ・電話 01586-8-7725
- ・事業者 (有)ひまわり

■リハビリ型デイサービスつなぐ（地域密着型）

- ・住所 湧別町中湧別北町 127 番地の 1
- ・電話 01586-8-7676
- ・事業者 (一社)繋・つなぐ

※地域密着型のサービスとは、湧別町民の方のみが利用できる施設です。



事業対象者・要支援1

（新規利用不可）

【生きがい対応型デイサービス（緩和）】

事業対象者及び要支援1の判定を受けた人で、通いの場に通わせ、日常生活上必要な世話等を行うことで、心身機能の維持、家族の身体的・精神的負担の軽減を図るサービスです。

①リフトバスなどによる送迎

②食事の提供 ※食費（昼食代）については別途自己負担があります

③レクレーションなどの高齢者同士の交流など

◇利用要件等～事業対象者及び要支援1の人で入浴介助を必要としない人
週1回まで利用可能です。

	町民税非課税世帯	町民税課税世帯	昼食代
1回当たりの利用料	250円	500円	事業受託者が設定 (実費相当)

その他実費は利用者負担となります。

◆事業実施場所等

■湧別町社会福祉会館（湧別町中湧別南町）

■湧別町役場 湧別庁舎 第2庁舎（湧別町栄町）

- ・事業者 湧別町（担当課-湧別町地域包括支援センター）
- ・電話 01586-5-3761
- ・事業の受託者 (福)湧別町社会福祉協議会

短期入所生活介護（ショートステイ）

予

要支援1・2

防

【介護予防
短期入所生活介護】

介

要介護1～5

護

【短期入所生活介護】

《サービスの概要》

要介護認定者を老人短期入所施設に短期間入所させ、入浴・排せつ・食事の介護その他の日常生活上必要な世話や機能訓練を行う。家族の負担軽減を図り、一時的に在宅での日常生活に支障がある方が対象です。

《一般的な利用料金》（利用料金は、基本的な費用の1割を掲載しています。）（1日あたり）

◇介護予防短期入所生活介護（要支援1・2）

区分	介護度	要支援1	要支援2
多床室		446円	555円
従来型個室		446円	555円
ユニット型個室		523円	649円
送迎加算		片道 184円	

◇短期入所生活介護（要介護1～5）

区分	介護度	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
多床室		596円	665円	737円	806円	874円
従来型個室		596円	665円	737円	806円	874円
ユニット型個室		696円	764円	838円	908円	976円
送迎加算		片道 184円				

※基本料金にその他加算が加わります。加算内容は各施設によって異なります。

●食費・居住費 ※介護保険で定められた料金の自己負担額（月額（日額））

区分	世帯課税状況	住民税非課税世帯				住民税課税世帯 （第4段階） ※基準費用額
		生活保護受給者 （第1段階）	合計所得金額+ 年金収入額が 80万円以下 （第2段階）	合計所得金額+ 年金収入額が 80万円超 120万以下 （第3段階①）	合計所得金額+ 年金収入額が 120万円超 （第3段階②）	
食費		9,000円 (300円)	18,000円 (600円)	30,000円 (1,000円)	39,000円 (1,300円)	43,350円 (1,445円)
居住費	多床室	0円 (0円)	11,100円 (370円)	11,100円 (370円)	11,100円 (370円)	25,650円 (855円)
	ユニット 個室	24,600円 (820円)	24,600円 (820円)	39,300円 (1,310円)	39,300円 (1,310円)	60,180円 (2,006円)

※上記、第2・第3段階①②に該当される方でも、配偶者が住民税課税者または預貯金等が一定額を超える場合は、第4段階となります。

※上記、年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金等）額も含まれます。

ショートステイ利用するときの注意点

ショートステイはあくまでも在宅生活を継続していくために利用するサービスです。利用するには、次の点に注意しましょう。



- ◎ショートステイの1ヶ月の利用日数の目安は、1ヶ月の支給限度単位を1日当りの単位数で割り、出た日数の半分です。

利用日数の算出例

要介護1の人が多床室のショートステイを利用する場合
 $16,765 \text{ 単位(支給限度単位数)} \div 596 \text{ 単位(多床室単位)} \div 2 \approx 14 \text{ 日}$
『ショートステイの1ヶ月当りの利用日数は「14日」』

※1ヶ月の支給限度単位数：「P5」の各支給限度額 $\div 10$ で算出します

※1日当りの単位数：「P13」《一般的な利用料金》の介護度・区分別の数値を使用します

- ◎ショートステイの連続利用日数は最長で30日までとなります。
◎ショートステイの利用日数は要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えない日数までとなります。

☆町内の事業所

- 湧別オホーツク園短期入所生活介護施設
(特別養護老人ホーム 湧別オホーツク園)
- 湧別オホーツク園リラの杜短期入所生活介護(空床型)
(地域密着型介護老人福祉施設 湧別オホーツク園リラの杜)
 - ・住所 湧別町東41番地の1
 - ・電話 01586-5-3660
 - ・事業者 (福)湧別福祉会
- 湖水の杜短期入所生活介護(空床型)
(地域密着型介護老人福祉施設 湖水の杜)
 - ・住所 湧別町芭露2334番地の2
 - ・電話 01586-4-5525
 - ・事業者 (福)湧別福祉会
- 社会福祉法人上湧別福祉会 特別養護老人ホーム 湧愛園
- 湧愛園ちゅーりっぷの里短期入所生活介護事業所(空床型)
(地域密着型特別養護老人ホーム 湧愛園ちゅーりっぷの里)
 - ・住所 湧別町上湧別屯田市街地336番地の1
 - ・電話 01586-2-3151
 - ・事業者 (福)上湧別福祉会

※空床型とは、特別養護老人ホームに空床がある場合に利用できる短期入所施設です。

訪問看護

予

要支援 1・2

防

【介護予防訪問看護】

介

要介護 1～5

護

【訪問看護】

《サービスの概要》

訪問看護ステーションから、病気や障害を持った人が住み慣れた地域やご家庭で、その人らしく療養生活を送られるように、医師の指示のもと看護師等が生活の場へ訪問し、看護ケアを提供し、自立への援助を促し、療養生活を支援するサービスです。

◎ 血圧や脈拍などの病状のチェック ◎ 床ずれの予防や措置

◎ 経管栄養のチューブや尿の管、在宅酸素療法に使う機器などの管理や医療措置

◎ 機能訓練

◎ 認知症・精神疾患のケア

◎ ターミナルケア

◎ ご家族等への介護支援・相談

※ 医療保険にも訪問看護サービスがあり、介護認定で「非該当」となった人で、医師が必要と判断した場合は、医療保険による訪問看護サービスを受けられます。

《一般的な利用料金》（利用料金は、基本的な費用の1割を掲載しています。）

◇ 介護予防訪問看護（要支援 1・2）

◇ 訪問看護（要介護 1～5）

区分	介護度	要支援 1・2	要介護 1 から 5
20 分未満		302 円	313 円
30 分未満		450 円	470 円
30 分以上 1 時間未満		792 円	821 円
1 時間以上 1 時間 30 分未満		1,087 円	1,125 円

※ 基本料金にその他加算が加わります。加算内容は各事業所によって異なります。

☆ 町内の事業所

町内に事業所はありません。

※ 湧別町地区のサービス提供事業所は「遠軽地域訪問看護ステーションにじ」訪問看護ステーション CONNECT が実施しております。
（P 4 1）

※ 入院中の外泊の際にも訪問看護が利用できます。（医療保険対応）
（詳しくは、それぞれの訪問看護ステーションへお問い合わせして下さい。）

小規模多機能型居宅介護



要支援 1・2
【介護予防
小規模多機能型居宅介護】

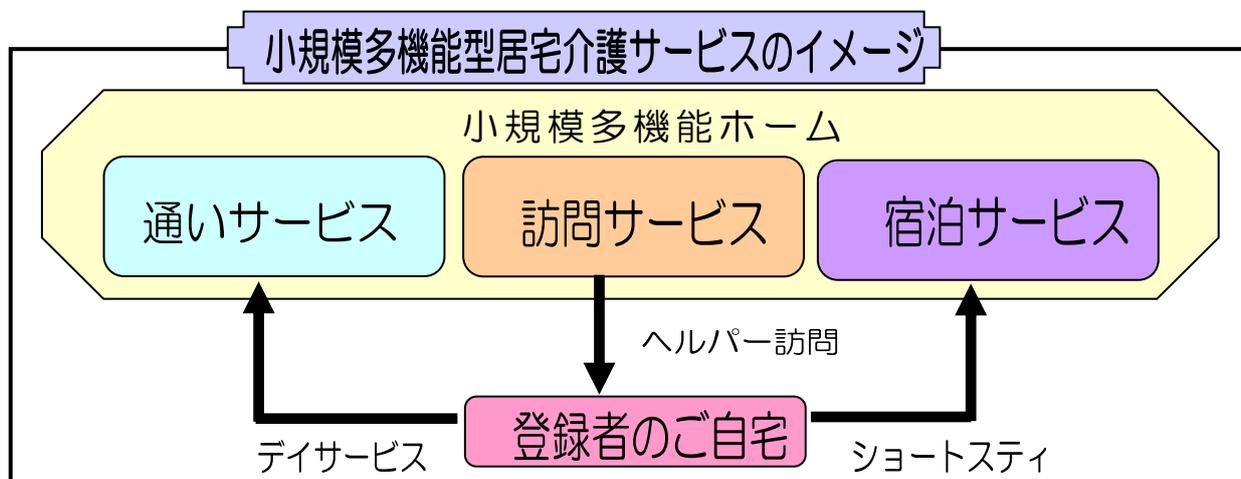


要介護 1～5
【小規模多機能型
居宅介護】

《サービスの概要》

「通いサービス」を利用しながら、必要に応じて「宿泊サービス」や「訪問サービス」を受けることができる、一種のセットメニューのようなサービスです。

小規模多機能型居宅介護サービスは利用定員が定められており定員を超える場合はサービスを利用することができません。



《一般的な利用料金》（利用料金は、基本的な費用の1割を掲載しています。）

◇ 介護予防小規模多機能型居宅介護
（要支援 1・2）

◇ 小規模多機能型居宅介護
（要介護 1～5）

介護度	利用料	1ヶ月の利用料	
		同一建物に居住	同一建物外に居住
要支援 1		3,098円	3,438円
要支援 2		6,260円	6,948円

介護度	利用料	1ヶ月の利用料	
		同一建物に居住	同一建物外に居住
要介護 1		9,391円	10,423円
要介護 2		13,802円	15,318円
要介護 3		20,076円	22,283円
要介護 4		22,158円	24,593円
要介護 5		24,433円	27,117円

※基本料金にその他加算が加わります。加算内容は各事業所によって異なります。
※食費、宿泊費等は別途自己負担となります。

☆町内の事業所

■小規模多機能ホーム 湖水の杜

- ・住所 湧別町芭露 2 3 3 4 番地の 2
- ・電話 01586-4-5525
- ・事業者 (福)湧別福祉会

住宅改修費支給制度

予

要支援1・2

防

【介護予防
住宅改修費支給】

介

要介護1～5

護

【住宅改修費支給】

《サービスの概要》

家庭で自立した生活を続けるため、自宅に手すりの取り付けや、段差解消などの小規模な改修を行なった場合に、改修に要した費用の一部を支給します。

● 対象となる住宅改修の種類

- ◎ 廊下や階段、浴室やトイレなどへの 手すり 設置
- ◎ 引き戸などの扉の取替え
- ◎ 段差解消のためのスロープ設置
- ◎ 洋式便器などへの便器の取替え
- ◎ 滑り防止などのための床または通路面の材料の変更
- ◎ 上記の改修に伴って必要となる工事

※現在取り付けられているものの交換やトイレの水洗化をす
るための工事など、対象外となるものもあります。

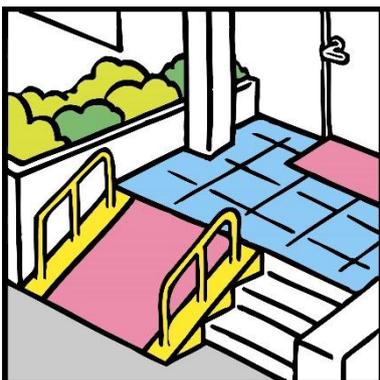
● 対象となる住宅改修費用の上限

住宅改修費の支給対象となる改修費用の上限は、一人につき20万円です。改修費用の合計が20万円に達するまでは、何度でも住宅改修費の支給を受けることができます。

ただし、要介護状態が著しく重くなった場合や転居した場合には、それまで支給された住宅改修費の金額にかかわらず、改めて20万円までの改修費用に対して支給を受けることができます。

《支給される額》

対象となる住宅改修費用の9割、8割又は7割相当額が支給されます。



●申請から支給までの流れ

※注意

必ず事前申請が必要です！

①住宅改修についてケアマネジャーなどに相談

利用者の心身の状態や日常生活の動線を考慮したうえで、住宅改修のアドバイスなどがされます。

②住宅改修費支給の事前申請

町に次の書類を提出し、支給の申請をします。

《提出書類》

- 住宅改修が必要な理由書 (ケアマネジャー作成)
 - 工事費見積書 (施工業者作成)
 - 現在の状態がわかる写真と簡単な図面 (主に施工業者作成)
- ※写真は撮影日を表示したものを添付してください。

③事前申請結果通知

町より事前申請の結果を通知します。
通知内容に基づいて住宅改修を行うようにしてください。

④住宅改修の施工・完成

住宅の改修を行って、改修工事完成。

⑤住宅改修費支給申請・改修費支給

工事終了後、次の書類を町の担当窓口または、ケアマネジャーに提出し住宅改修費が支給されます。

《提出書類》

- 住宅改修費支給申請書
 - 住宅改修に要した費用の領収書 (原本)
 - 工事費内訳書
 - 完成後の状態を確認できる書類 (改修前、改修後の写真を添付)
 - 住宅所有者の承諾書 (改修の利用者と住宅所有者が異なる場合に必要)
- ※写真は撮影日を表示したものを添付してください。

福祉用具貸与

予

要支援 1・2

防

【介護予防福祉用具貸与】

介

要介護 1～5

護

【福祉用具貸与】

《サービスの概要》

福祉用具貸与は、要支援、要介護の状態になったときにも、できる限り居宅で自立した日常生活ができるよう、利用者の希望・状況・環境を考慮し適切な福祉用具の選定援助・取付け・調整等を行います。

※福祉用具貸与を希望される場合は、身体状況や生活環境により用具の選定が必要となりますので、事前に必ずケアマネジャーと相談して下さい。

◇貸与対象福祉用具

① 車いす (電動車いすなど)	⑧ 移動用リフト (つり具の部分を除く)
② 車いす付属品 (車いす用クッションなど)	⑨ 自動排泄処理装置
③ 特殊寝台 (電動ベッド)	⑩ 手すり (取り付けに際し工事を伴わないもの)
④ 特殊寝台付属品 (ベッドにつける手すりなど)	⑪ スロープ
⑤ 床ずれ予防用具 (エアマットなど)	⑫ 歩行器
⑥ 体位変換器	⑬ 歩行補助つえ
⑦ 認知症老人徘徊感知機器	

※軽度者（主に要支援 1・2、要介護 1 の認定を受けている人）については、上記①～⑬までの福祉用具については、貸与対象外となる場合があります。

《一般的な利用料》

貸出料の 1 割、2 割又は 3 割

☆町内の事業所

■(有)柴田家具店

- ・住所 湧別町中湧別中町 576 番地
- ・電話 01586-2-2214
- ・事業者 (有)柴田家具店



福祉用具販売

予

要支援 1・2

防

【特定介護予防
福祉用具販売】

介

要介護 1～5

護

【福祉用具販売】

《サービスの概要》

福祉用具販売は、福祉用具のうち入浴・排泄用に供するものといった貸与になじまないものの販売を行います。

※福祉用具購入をされる場合は、身体状況や生活環境により用具の選定が必要となりますので、事前に必ずケアマネジャーと相談して下さい。

◇購入対象福祉用具

① 腰掛便座（ポータブルトイレなど）	④ 簡易浴槽
② 特殊尿器	⑤ 移動用リフトのつり具の部分
③ 入浴補助用具	⑥ 排泄予測支援機器

《一般的な負担額》

購入費の1割、2割又は3割

☆町内の事業所

■(有)柴田家具店

- ・住所 湧別町中湧別中町 576 番地
- ・電話 01586-2-2214
- ・事業者 (有)柴田家具店



介護保険等施設

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

《サービスの概要》

入浴・排泄・食事等の介護、相談及び援助、社会的生活の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行い自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とした施設です。入所には原則として要介護3以上の介護認定が必要です。一般的な略称は「特養」です。

●一般的な利用料金（30日分）※（）は日額

介護保険で定められた自己負担分【利用者負担1割を掲載しています】

区分		介護度				
		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金	多床室	17,190円 (573円)	19,230円 (641円)	21,360円 (712円)	23,400円 (780円)	25,410円 (847円)
	ユニット型 個室	19,830円 (661円)	21,900円 (730円)	24,090円 (803円)	26,220円 (874円)	28,260円 (942円)

※基本料金にその他加算が加わります。加算内容は各施設によって異なります。

●食費・居住費（30日分）※（）は日額（介護保険で定められた自己負担分）

区分	世帯課 税状況	住民税非課税世帯				住民税課税世帯 (第4段階) ※基準費用額
		生活保護受給者 (第1段階)	合計所得金額+ 年金収入額が 80万円以下 (第2段階)	合計所得金額+ 年金収入額が 80万円超 120万以下 (第3段階①)	合計所得金額+ 年金収入額が 120万円超 (第3段階②)	
食費		9,000円 (300円)	11,700円 (390円)	19,500円 (650円)	40,800円 (1,360円)	43,350円 (1,445円)
居住費	多床室	0円 (0円)	11,100円 (370円)	11,100円 (370円)	11,100円 (370円)	25,650円 (855円)
	ユニット 個室	24,600円 (820円)	24,600円 (820円)	39,300円 (1,310円)	39,300円 (1,310円)	60,180円 (2,006円)

※上記、第2・第3段階①②に該当される方でも、配偶者が住民税課税者または預貯金等が一定額を超える場合は、第4段階となります。

※上記、年金収入額には非課税年金（遺族年金、障害年金等）額も含まれます。

《参考》多床室と個室の自己負担の比較

高額介護サービス費の住民税世帯非課税者で介護認定要介護3の人（食費・居住費負担は第2段階）が30日施設利用した場合の自己負担額

① 多床室

利用料金 21,360円 + 食費 11,700円 + 居住費 11,100円
= 44,160円 - 6,360円※ = 37,800円

② 個室

利用料金 24,090円 + 食費 11,700円 + 居住費 24,600円
= 60,390円 - 9,090円※ = 51,300円

※高額介護サービス費（P6）として1ヶ月の自己負担が限度額を超えた場合はその超えた分を支給します。

☆町内の施設

■特別養護老人ホーム 湧別オホーツク園

■地域密着型介護老人福祉施設 湧別オホーツク園リラの杜※

※湧別オホーツク園のサテライト型併設施設

- ・住所 湧別町東4 1番地の1
- ・電話 01586-5-3660
- ・利用定員 60名
(オホーツク園 多床室 40名・リラの杜 個室 20名)
- ・事業者 (福)湧別福祉会

■地域密着型介護老人福祉施設 湖水の杜※

※湧別オホーツク園のサテライト施設

- ・住所 湧別町芭露2 3 3 4番地の2
- ・電話 01586-4-5525
- ・利用定員 20名(個室 20名)
- ・事業者 (福)湧別福祉会

■特別養護老人ホーム 湧愛園

■地域密着型特別養護老人ホーム 湧愛園ちゅーりっぷの里※

※湧愛園のサテライト型併設施設

- ・住所 湧別町上湧別屯田市街地 336番地の1
- ・電話 01586-2-3151
- ・利用定員 60名
(湧愛園 多床室 40名・ちゅーりっぷの里 個室 20名※)
- ・事業者 (福)上湧別福祉会

※地域密着型施設の

「湧別オホーツク園リラの杜」、「湖水の杜」、
「湧愛園ちゅーりっぷの里」は、町民の方のみが入所できます。



認知症対応型共同生活介護施設(グループホーム)

《サービスの概要》

認知症高齢者に共同生活住居で、家庭的な環境と地域住民との交流の下、入浴・排せつ・食事等の介護などの日常生活上の世話と機能訓練を行い、能力に応じた自立した日常生活を営むことができるようにすることを旨とした施設です。入所には要支援2又は要介護1以上の介護認定が必要です。

- 一般的な利用料金(30日分)※()は日額
介護保険で定められた自己負担分【利用者負担1割を掲載しています】

介護度	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
基本料金						
グループホームⅠ	22,800円 (760円)	22,920円 (764円)	24,000円 (800円)	24,690円 (823円)	25,200円 (840円)	25,740円 (858円)
グループホームⅡ	22,440円 (748円)	22,560円 (752円)	23,610円 (787円)	24,330円 (811円)	24,810円 (827円)	25,320円 (844円)

※基本料金、その他加算がかかります。加算内容は各施設によって異なります。

《参考》ユニットⅠに入居した場合

高額介護サービス費の住民税世帯非課税者で、介護認定要介護2の方が30日施設利用した場合の自己負担額利用料金 24,000円-9,000円※=15,000円となり、これに各施設で決められた部屋代・食費・水道光熱費の負担がかかります。

※高額介護サービス費(P6)として、1ヶ月の自己負担が限度額を超えた場合はその超えた分を支給します。

☆町内の施設

■グループホーム上湧別館

- ・住所 湧別町中湧別北町 23番地の7
- ・電話 01586-4-2070
- ・利用定員 18名(全室個室)
※地域密着型施設のため、町民の方のみが入居対象
- ・事業者 株ドリーム・イデア

●介護保険自己負担以外の一般的な費用(1ヶ月)

区 分	ユニットⅠ	ユニットⅡ
食 費(おやつ代含む)	36,000円 (1日1,200円)	36,000円 (1日1,200円)
居 住 費	24,000円 (1日800円)	27,000円 (1日900円)
水道光熱費	17,400円	17,400円
計	77,400円	80,400円

※9月中旬～4月中旬までは暖房費7,350円(月額)が上記金額に加算されます。

軽費老人ホーム

《サービスの概要》

低額な料金で高齢者が入居でき、食事の提供その他日常生活上必要な便宜を供与することを目的とする施設です。入所対象者は、主に自炊はできないが、その他日常生活は自立している方が対象です。

☆町内の施設

■ケアハウス来夢

- ・住所 湧別町上湧別屯田市街地335番地の2
- ・電話 01586-4-1100
- ・利用定員 30名（1人用24室、2人用3室）
- ・併設サービス・施設 特別養護老人ホーム、居宅介護支援事業所、通所介護（予防）、短期入所（予防）
- ・事業者 (福)上湧別福祉会

●入居者費用負担額（生活費＋管理費＋事務費＋暖房費）

（1ヶ月：単身入居の場合）

生活費 (食費含む)	44,500円	
管理費	8,400円	
事務費	前年の収入金額に応じ17段階に区分されています。 ※前年の収入金額とは、租税・社会保険料・医療費等の必要経費を控除した後の収入をいいます。	
	前年の収入金額 150万円以下	10,000円
	前年の収入金額 300万円超え	94,000円
暖房費	10月～5月まで	8,250円

各居室で使用する電気・上下水道・電話料等の料金は利用者負担となります。ご夫婦で入居される場合は、上記負担額の算定方法とは異なりますので、ケアハウス来夢へお問い合わせください。



有料老人ホーム（住宅型）

《サービスの概要》

日常生活で介護が必要となった高齢者に対し、入浴・排せつ・食事等の介護の提供、家事、健康管理などを行う施設です。入所対象者は、主に要支援・要介護認定者です。

☆町内の施設

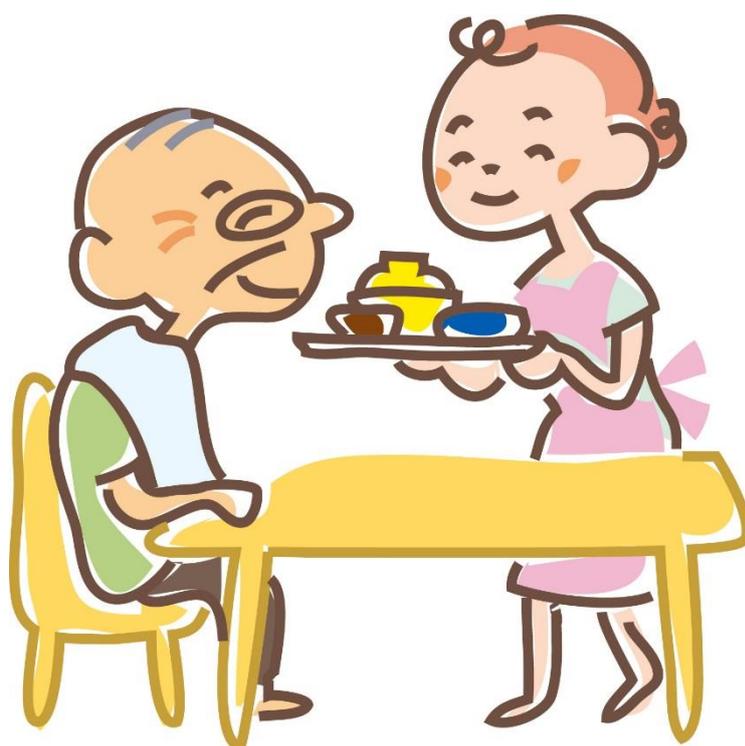
■住宅型有料老人ホーム向日葵（A棟・B棟）

- A棟・住所 湧別町中湧別東町989番地の10
- ・電話 01586-8-7725
- ・利用定員 8名（1人用8室）
- B棟・住所 湧別町中湧別東町989番地の19
- ・電話 01586-8-7636
- ・利用定員 30名（2人用15室）
- ・併設サービス・施設 訪問介護（予防）、通所介護（予防）
- ・事業者 (有)ひまわり（遠軽町）

●入居者費用負担額（1ヶ月）

食費	30,000円
居住費	30,000円
管理費	15,000円
計	75,000円

※入居者が介護サービスを利用した場合は、上記負担額に加算されます。



■リビングケア・オリーブ

- ・住所 湧別町中湧別中町726番地
- ・電話 01586-4-1760
- ・利用定員 17名(1DK 13室、1LDK 2室(夫婦部屋))
- ・併設サービス・施設 居宅介護支援事業所
- ・事業者 (株)ドリーム・アイデア

●入居者費用負担額(1ヶ月)

区分	1DK(1人)	1LDK(2人)
家賃	38,000円	48,000円
共益・管理費	10,000円	10,000円
水道費(モデル料金)	2,457円	3,712円
食費30日(モデル料金)	38,700円	77,400円
計	89,157円	139,112円

- ・上記の金額はモデル料金です。自炊等により希望にあった予算を組み込むことも可能です。
- ・居室においての生活用品、電気代等は実費負担となります。
- ・入居者が介護サービスを利用した場合は、上記負担額に加算されます。
- ・その他有償生活サポート(買い物同行等)を利用する際は別途料金がかかります。



高齢者専用賃貸住宅

《サービスの概要》

高齢者の入居を拒まない住宅として、高齢者や同居配偶者を賃借人とする賃貸住宅です。

☆町内の施設

■在宅支援型住宅 湖水の杜

- ・住所 湧別町芭露2334番地の2
- ・電話 01586-4-5525
- ・利用定員 5名(1DK 5室)
- ・併設サービス・施設 小規模多機能型居宅介護、特別養護老人ホーム、地域交流スペース、キッズルーム
- ・事業者 (福)湧別福祉会

●入居者費用負担額(1ヶ月)

家賃	35,000円
共益費(光熱水費他)	10,500円(単身)
	16,000円(夫婦入居)

※その他食事代(希望者のみ)

「地域交流スペース 湖水の杜」は、

地域の皆さんのアイデアで多目的な活動に活用できる

「場(スペース)」です。

ふれあいサロン・集会、地域行事など

“活用方法は地域で決定”します。



生活支援ハウス

《サービスの概要》

高齢などのため居宅において生活する事に不安のある、一人暮らしや夫婦世帯の方などが安心した生活を営むことを目的とした施設です。入所対象者は、主に自炊等の日常生活が自立していることが条件です。

☆町内の施設

■ 亜麻の里

- ・住所 湧別町東41番地の11
- ・電話 01586-5-3800
- ・利用定員 12名（1人用8室、2人用2室）
- ・併設サービス・施設 特別養護老人ホーム、通所介護（予防）、短期入所（予防）
- ・事業者 湧別町
- ・施設の管理運営 (福)湧別福祉会（指定管理者）

● 入居者費用負担額（1ヶ月）

管理費	1人用 10,000円、2人用 15,000円	
事務費	収入金額 120万円以下	0円
	収入金額 130万円以下	4,000円

※収入金額が120万円を超え130万円以下の方は、事務費は4千円となります。130万円を超える方は、収入金額が10万円増えるごとに事務費4千円に3千円が加算されます。
ただし、収入金額が200万円を超える方は、事務費一律3万円です。

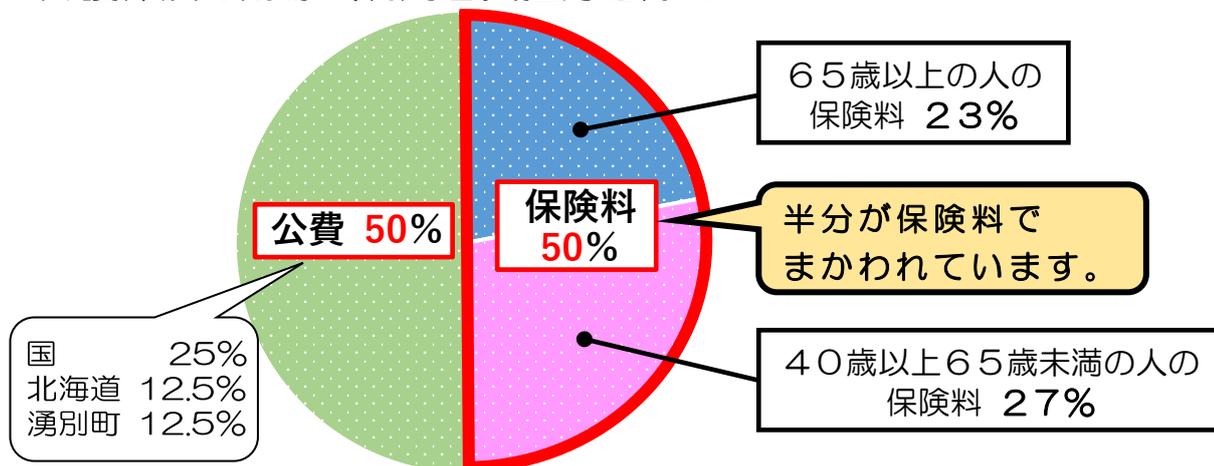


介護保険料

介護保険料

介護保険は、公費と、40歳以上の皆さんが納める保険料を財源に運営しています。介護が必要になったときに、だれもが安心してサービスを利用できるように支えていこうという仕組みです。

《介護保険の財源（利用者負担分を除く）》



※ 平成30～令和2年度の割合です。

《保険料の決まり方》

65歳以上の方の保険料は、湧別町の介護サービス費用がまかなえるよう算出された「基準額」をもとに決まります。

$$\text{湧別町で必要な介護サービスの総費用} \times \text{65歳以上の方の負担分23\%} \div \text{湧別町に住む65歳以上の方の人数}$$

$$= \text{湧別町の保険料の基準額 5,000円(月額) / 60,000円(年額)}$$

※上記基準額は令和3年度～令和5年度の額となります。

この基準額をもとに、世帯等の所得によって9段階に分かれます。

保険料を滞納すると？

特別な事情がないのに、保険料の滞納が続く場合、未納期間に応じて給付が一時差し止めになったり、利用者負担が3割（4割）になったりする措置がとられます。

1年間滞納した場合

サービスを利用したとき、いったん利用料の全額を自己負担しなければならなくなります。（9割相当分はあとで払い戻されます。）

1年6カ月間滞納した場合

あとで払い戻されるはずの給付費（9割相当分）の一部または全部を一時的に差し止めるなどの措置がとられます。なお滞納が続く場合は、差し止められた額から保険料が差し引かれる場合もあります。

2年以上滞納した場合

未納期間に応じて、利用者負担が3割（4割）に引き上げられたり、高額介護サービス費等が受けられなくなったりします。

所得段階	対象となる方	令和3年～5年度	
		基準額に対する割合	保険料（年額）
第1段階	●生活保護受給者の方 ●老齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ●前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.3	18,000円
第2段階	世帯全員が住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	基準額 ×0.5
第3段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	基準額 ×0.7
第4段階	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税	前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	基準額 ×0.9
第5段階		前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	基準額
第6段階	本人が住民税課税	前年の合計所得金額が120万円未満の方	基準額 ×1.2
第7段階		前年の合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	基準額 ×1.3
第8段階		前年の合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	基準額 ×1.5
第9段階		前年の合計所得金額が320万円以上の方	基準額 ×1.7

※ 合計所得金額とは、実際の収入から必要経費、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額、年金収入に係る所得額（第1から第5段階のみ）を差し引いた額です。

《保険料の納め方》

納め方は受給している年金の額によって2通りに分かります。

◎年金が年額 **18万円以上**の方

⇒年金から《天引き》になります（特別徴収）

- 保険料の年額が、年金の支払い月（4月・6月・8月・10月・12月・2月）に年6回に分けて天引きになります。



- 特別徴収の対象者として把握されると、概ね6カ月後から保険料が天引きになります。

※年度途中での他市区町村から転入したときなど特別徴収の対象者であっても、一時的に納付書で納めることがあります。

◎年金が年額 **18万円未満**の方

⇒《納付書》で各自納めます（普通徴収）

- 保険料の年額を7回（期）に分けて納めます。
- 湧別町から納付書が送付されますので、取扱金融機関で納めてください。

忙しい方、なかなか外出が出来ない方は、介護保険料の**口座振替**が便利です。

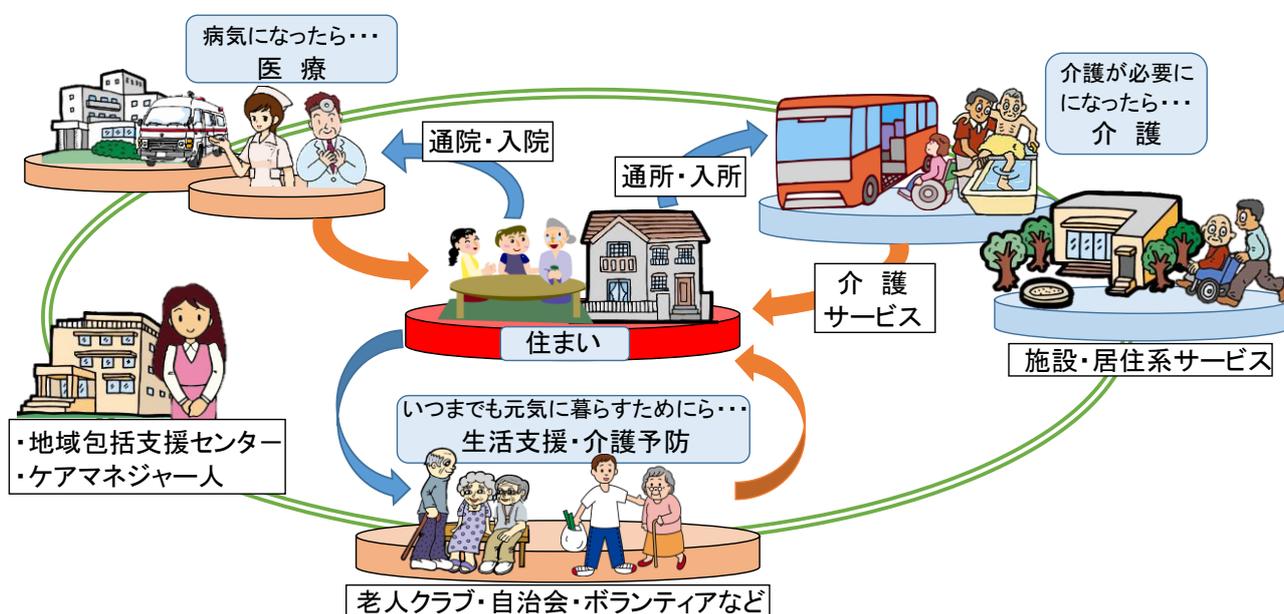
- 手続き**
- ①介護保険料の納付書、通帳、印鑑（通帳届出印）を用意します。
 - ②取扱金融機関で「口座振替依頼書」に必要事項を記入し、申し込みます。

地域包括ケアシステム

住み慣れた地域で安心して 暮らし続けられるように

地域包括ケアシステムとは、2025年（令和7年）を目途に高齢者が住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けていくことができるように、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する仕組みの構築を目指しています。

《地域包括ケアシステムの概念図》



地域包括ケアシステムに必要な4つの『助』

地域包括ケアシステムでは、市区町村などからの公的なサービスや支援の「共助」と「公助」だけでなく、自力で問題を解決する「自助」や住民が互いに助け合う「互助」による支えがとても大切になります。

自助

住み慣れた地域で生活するために、自分で様々なサービスを利用し、問題を自力で解決することです。

互助

地域住民やボランティア、家族や知り合いなどが、自発的にお互いが助け合うことです。

共助

介護保険や医療保険などの社会保険によるサービスのことです。

公助

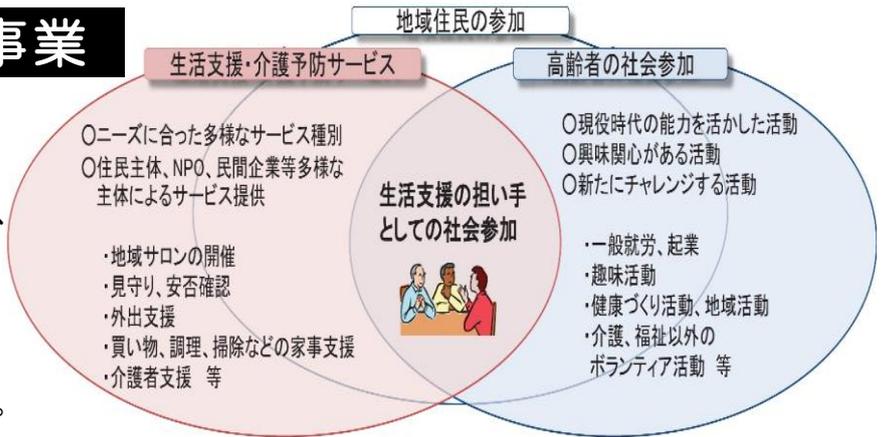
税金をもとにした生活保護や権利擁護など、国や都道府県、市町村が行なう社会福祉サービスのことです。

支え合いの地域づくりへの施策

生活支援体制整備事業

医療・介護等の専門的サービス以外に多様な主体が生活支援サービスを提供できる仕組みや、元気な高齢者の社会参加を推進していく事業です。

湧別町では、社会福祉協議会に委託をして実施しております。



認知症のための施策

- ・もしかしたら認知症？心配だけどわからない。
- ・認知症の症状が強く介護や対応に困っている。
- ・医療や介護サービスを利用したいが、どうしたらよいか。
- ・認知症疾患の診断を受けたいが、うまく受診につながらない。

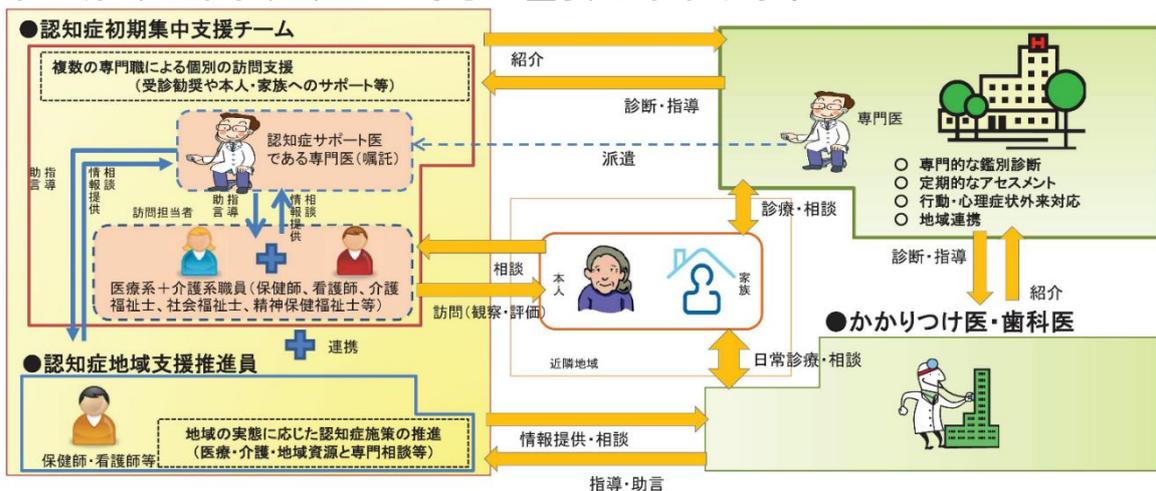
まずは、地域包括支援センターにご相談ください。



認知症初期集中支援チーム

認知症初期集中支援チームは、認知症に係る専門的な知識・技能を有する医師の指導の下、複数の専門職が家族の訴えにより認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問、観察評価、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的に行い、自立生活のサポートを行うチームです。

湧別町では、地域包括支援センターに設置しております。認知症は誰もがなる可能性のある病気であり、早めの対応が重要となります。



認知症地域支援推進員

認知症の人が、できる限り住み慣れた自宅で暮らし続けることができるように支援するため、医療機関や介護・福祉サービスなど地域の支援機関との連携を図るための支援や、認知症の人やその家族を支援する相談業務などを行います。

湧別町では、地域包括支援センターに推進員を配置しております。

介護保険の対象にならない方に対するサービス

湧別町介護予防・生活支援事業

介護保険の対象とならない方で、介護が必要な状況に陥ることなく、自立した生活が確保できるようにするためのサービスです。

- ◎生きがい対応型デイサービス事業
- ◎軽度生活援助（ふれあい訪問）
- ◎生活管理指導員派遣（ホームヘルプ）
- ◎生活管理指導短期宿泊（ショートステイ）
- ◎外出支援サービス（移送サービス）

《サービス概要》

生きがい対応型デイサービス事業

事業内容	要介護状態への進行を防止するため、通所により日常生活訓練や趣味活動等を行います。
対象者の基準	要介護認定で「自立」と判定された方及び概ね65歳以上の在宅の高齢者その他これに準ずると認められる方。

軽度生活援助事業（ふれあい訪問）

事業内容	日常生活上の軽易な支援、訪問又は電話により健康状態の確認、心配事相談、生活指導等を行います。
対象者の基準	要介護認定で「自立」と判定された方及び概ね65歳以上の在宅のひとり暮らしの高齢者その他これに準ずると認められる方。

生活管理指導員派遣事業（ホームヘルプ）

事業内容	日常生活に必要な支援、指導等を提供するためホームヘルパーを派遣します。 週に2時間以内で利用が可能です。
対象者の基準	要介護認定で「自立」と判定された方で、在宅で支援等が必要であると認められた方。

生活管理指導短期宿泊事業（ショートステイ）	
事業内容	特別養護老人ホームを利用したショートステイ事業 1ヶ月で1週間以内の利用が可能です。
対象者の基準	要介護認定で「自立」と判定された方で、在宅支援等 が必要と認められた方（介護者のやむを得ない事由 により介護を受けることができないなど）。

外出支援サービス事業（移送サービス）	
事業内容	機能訓練、通院等の送迎のための交通手段を提供し ます。町内の医療機関又は、町内に診療科目がない 場合は、遠軽町か紋別市の医療機関まで送迎を行 います。
対象者の基準	下記のいずれかに該当する方。 ①歩行機能の低下及び認知症により、公共交通機関 等による移動が困難で、同居又は町内に居住する 家族等が交通手段のない方 ②車椅子又はストレッチャー等でなければ移動が困 難な方 ③介護者がいなければ医療機関等の利用が困難な方 で、同居又は町内に居住する家族等がない方

☆問合せ・申込先

■湧別町役場湧別庁舎 福祉課地域包括支援センター

- ・住所 湧別町栄町112番地の1
- ・電話 01586-5-3761



湧別町及び町内事業所の高齢者向けサービス

高齢者向けサービス一覧

● 湧別町のサービス

寝たきり老人等介護手当助成事業

事業内容	介護者の経済的及び精神的負担を軽減するため、介護手当月2万円を支給します。 ※介護保険サービス、障害児福祉手当等との併給は可能です。
対象者の基準	寝たきり及び認知症の高齢者で、3ヶ月以上継続して要介護4相当以上の人（入院・ショートステイ等在宅でない期間は除く）。

寝たきり高齢者等紙おむつ購入費助成事業

事業内容	寝たきり高齢者等を介護する世帯の経済的負担の軽減を目的とし、紙おむつの購入費用の1/2を助成します。但し、対象となる紙おむつは、町内で購入したものに限りません。（月助成限度額5,000円）
対象者の基準	在宅で今後1ヶ月以上常時おむつを必要とする人で、次のいずれかに該当する人。 <ul style="list-style-type: none"> ・要介護度2以上の人 ・要介護認定を受けていない人で、要介護2相当以上の人 ・身体障害者で上肢又は下肢、体幹及び視覚のいずれかで1級又は2級の障害を有する人 ・知的障害者でA判定の療育手帳保持者 ・精神障害者で1級の精神保健福祉手帳所持者

高齢者等生活応援事業（おむつに係る有料ごみ袋の配布）

事業内容	在宅でおむつを使用している高齢者等の生活を応援し、対象者1名につき1カ月あたり燃やすごみ用15リットル袋5枚を無料で配布します。
対象者の基準	在宅でおむつを使用し、下記のいずれかに該当する人。 <ul style="list-style-type: none"> ・満75歳以上の人 ・要介護認定「要介護1から5」の人 ・障害者及び障害児

高齢者用歩行車購入助成事業

事業内容	高齢者の屋外生活を助長し、健康な体づくりのため、屋外用歩行車を購入する人に対し購入費用の1/2を助成します。（助成限度額15,000円）
対象者の基準	在宅の高齢者等が歩行困難な状態で、屋外用歩行車を使用することで外出が可能となる人。

高齢者等さわやか住宅改造補助事業

事業内容	住宅での快適な住環境の整備を目的とし住宅改造費用の1/3を補助します。（補助限度額30万円） 主な改修：浴室、手すり、段差解消等
対象者の基準	町民税所得割非課税世帯で、65歳以上の人がいる世帯又は重度身体障害者であって日常生活に介助が必要な人のある世帯で、日常生活に対応した住宅の改造を行う人。

高齢者バス通院費助成事業

事業内容	1人年間72枚(3ヶ月当たり18回)、人工透析の場合は年間300枚(150往復)のバス券を交付します。
対象者の基準	70歳以上でバスによる通院が必要な人 ※高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業との併用はできません。

※ 町営バスについては、満65歳以上の方は運賃免除となります。(ただし、乗車時に「介護保険被保険者証」の提示が必要です)

高齢者外出支援ハイヤー料金助成事業

事業内容	歩行困難でハイヤーによる通院又は買物等をよぎなくされている人に対し、1枚500円のハイヤー券を年間192枚(3ヶ月当たり48枚)交付します。 但し、中湧別・北兵村地区は96枚(3ヶ月当たり24枚)。
対象者の基準	要支援1以上又は要支援1以上と同等であると認められ、かつ、車の運転が出来ない又は送迎してくれる親族が近くになく、バスに乗車することが困難な在宅の人。 ※高齢者バス通院費助成事業との併用はできません。

高齢者等緊急通報システム設置事業

事業内容	在宅の高齢者や身体障害者に緊急通報用電話機を貸与し、急病及び災害等の緊急の場合に、電話機又は専用ペンダントを活用することで救急対応を図ります。
対象者の基準	町内に住所のある人で、次のいずれかに該当する人。 ・おおむね65歳以上でひとり暮らしの人又は高齢者夫婦世帯で安否の確認が必要と認められる場合。 ・身体障害者で、安否の確認が必要と認められる場合。 ・同居者のいるおおむね65歳以上の高齢者で、同居者が仕事等で日中独居となり、安否の確認が必要と認められる場合。 条件：固定電話が設置されていること。

介護サービス等利用者負担額助成

事業内容	非課税世帯の介護保険在宅系サービスの自己負担額の1/2を助成します。
対象者の基準	湧別町の介護保険被保険者で、住民税非課税世帯の人。 (非課税世帯基準日7月1日)

社会福祉法人による利用者負担軽減制度

事業内容	低所得で生計が困難な方に対し、社会福祉法人がその社会的役割の一環として利用者負担額等を1/4軽減します。
対象者の基準	年間収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であることなど 詳しくは、お問い合わせ下さい。

☆問合せ・申込先

- 湧別町役場湧別庁舎 福祉課高齢介護グループ
- ・住所 湧別町栄町112番地の1
 - ・電話 01586-5-3761

●湧別町社会福祉協議会のサービス

除雪サービス

事業内容	冬期間の積雪による緊急避難路の確保のための除雪を行います。 1回5mまで300円、10mまで400円、15mまで500円
対象者の基準	ひとり暮らし又は夫婦で除雪を行うことが困難な世帯。

給食サービス

事業内容	食生活の改善、安否の確認、孤独感の解消など定期的に給食の宅配を行います。 週2回（夕食）1食350円
対象者の基準	ひとり暮らし又は高齢者の夫婦で、食事を作ることが困難な世帯。

☆問合せ・申込先

■(福)湧別町社会福祉協議会

- ・住所 湧別町中湧別南町 911 番地 社会福社会館内
- ・電話 01586-2-2197

●介護タクシーステップのサービス

介護タクシー

事業内容	公共交通機関の利用が困難な方の通院・外出等の送迎を行います。 料金は一般のタクシーと同じメーター制と時間制があります。詳細はお問い合わせ下さい。
対象者の基準	公共交通機関の利用が困難で介護が必要な人。

☆問合せ・申込先

■介護タクシーステップ

- ・住所 湧別町錦町 304 番地の 1
- ・電話 01586-8-7744

そ の 他

町内に介護事業所のある事業者一覧

■（福）湧別町社会福祉協議会

住 所 湧別町中湧別南町911番地
電 話 01586-2-2197

サービス提供種類	サービス提供事業所名等	事業所住所	電話番号
居宅介護支援	湧別町社協居宅介護支援事業所	湧別町栄町112番地の1	5-3772
訪問介護	湧別町社協訪問介護事業所	湧別町中湧別南町911番地	2-2197
生きがい対応型 デイサービス (町の委託事業)	湧別町社会福祉会館(実施場所)	湧別町中湧別南町911番地	2-2197
	湧別町役場 湧別庁舎 第2庁舎(実施場所)	湧別町栄町112番地の1	5-3772

■（福）湧別福祉会

住 所 湧別町東41番地の1
電 話 01586-5-3660

サービス提供種類	サービス提供事業所名	事業所住所	電話番号
通所介護	湧別町高齢者生活福祉センター	湧別町東41番地の11	5-3800
短期入所生活介護	湧別オホーツク園短期入所生活介護	湧別町東41番地の11	5-3660
	湧別オホーツク園リラの杜短期入所生活介護	湧別町東41番地の16	
	湖水の杜短期入所生活介護	湧別町芭露2334番地の2	4-5525
小規模多機能型居宅介護	小規模多機能ホーム 湖水の杜	湧別町芭露2334番地の2	4-5525
介護老人福祉施設	特養 湧別オホーツク園	湧別町東41番地の1	5-3660
	地域密着型介護老人福祉施設 湧別オホーツク園リラの杜	湧別町東41番地の16	
	地域密着型介護老人福祉施設 湖水の杜	湧別町芭露2334番地の2	4-5525
高齢者専用賃貸住宅	在宅支援型住宅 湖水の杜	湧別町芭露2334番地の2	4-5525
生活支援ハウス	亜麻の里(指定管理事業)	湧別町東41番地の11	5-3800

■（福）上湧別福祉会

住 所 湧別町上湧別屯田市街地336番地の1
電 話 01586-2-3151

サービス提供種類	サービス提供事業所名	事業所住所	電話番号
通所介護	老人デイサービスセンター	湧別町上湧別屯田市街地335番地の1	2-5116
短期入所生活介護	特別養護老人ホーム 湧愛園	湧別町上湧別屯田市街地336番地の1	2-3151
	湧愛園ちゅーりっぷの里短期入所生活介護事業所		
介護老人福祉施設	特別養護老人ホーム湧愛園		
	特別養護老人ホーム湧愛園ちゅーりっぷの里		
軽費老人ホーム	ケアハウス来夢	湧別町上湧別屯田市街地335番地の2	4-1100

■ (株) ドリーム・イデア

住 所 湧別町上湧別屯田市街地138番地
電 話 01586-4-1300

サービス提供種類	サービス提供事業所名	事業所住所	電話番号
居宅介護支援	居宅介護支援事業所オリーブ	湧別町上湧別屯田市街地138番地	080-3093-4277
訪問介護	訪問介護事業所オリーブ		4-1300
通所介護	デイサービスらん	湧別町上湧別屯田市街地92番地の1	8-7116
有料老人ホーム	有料老人ホームリビングケア・オリーブ	湧別町中湧別中町726番地	4-1760
認知症対応型共同生活介護施設	グループホーム上湧別館	湧別町中湧別北町23番地の7	4-2070

■ (有) ひまわり

住 所 遠軽町南町2丁目6-11
電 話 01586-8-7725

サービス提供種類	サービス提供事業所名	事業所住所	電話番号
訪問介護	ホームヘルプ向日葵	湧別町中湧別東町989番地の16	8-7725
通所介護	デイサービス絆		
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム向日葵(A棟)	湧別町中湧別東町989番地の10	8-7725
有料老人ホーム	住宅型有料老人ホーム向日葵(B棟)	湧別町中湧別東町989番地の19	8-7636

■ (一社) 繋・つなぐ

住 所 湧別町中湧別北町127番地の1
電 話 01586-8-7676

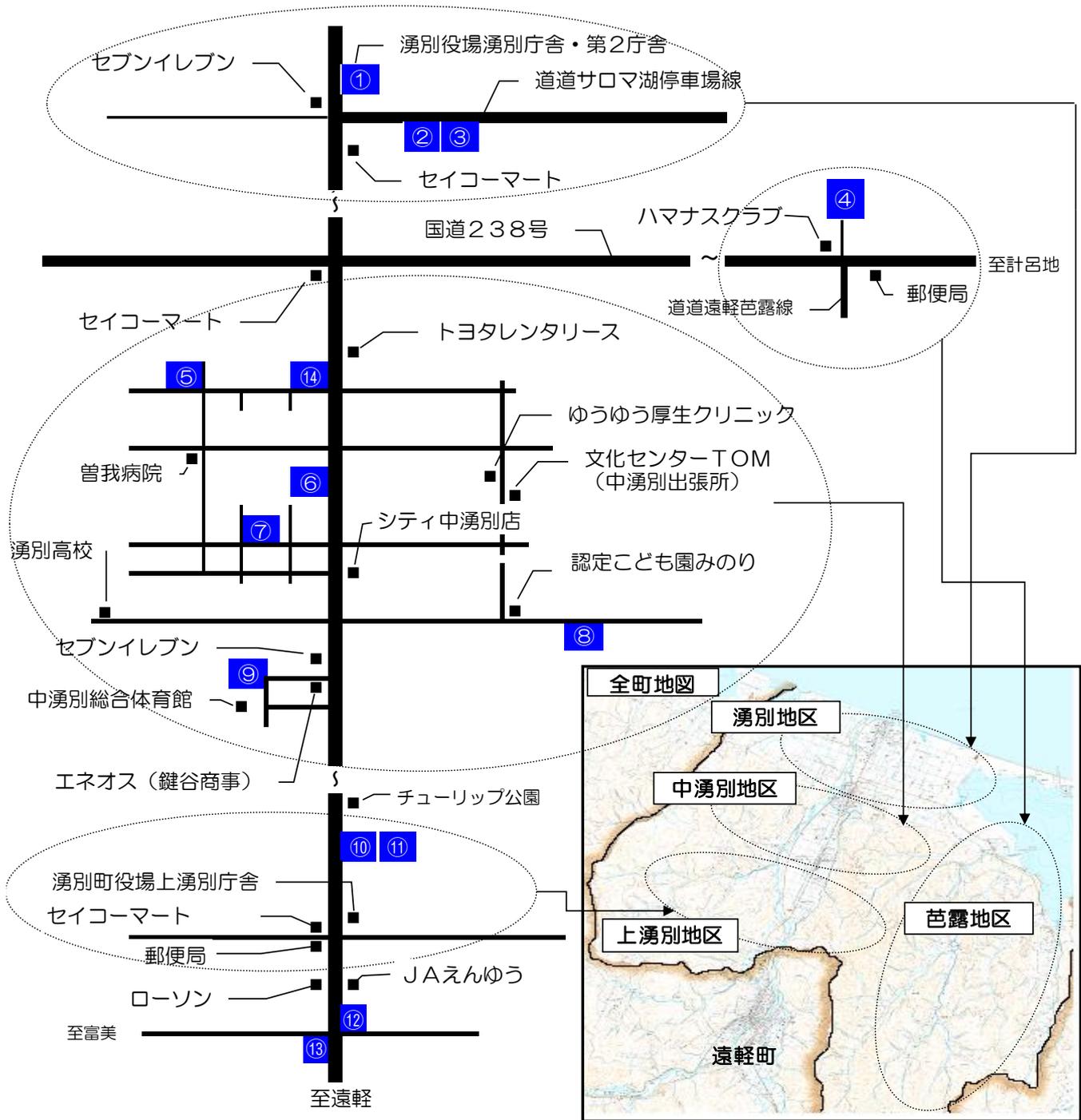
サービス提供種類	サービス提供事業所名	事業所住所	電話番号
通所介護	リハビリ型デイサービスつなぐ	湧別町中湧別北町127番地の1	8-7676

■ (有) 柴田家具店

住 所 湧別町中湧別中町576番地
電 話 01586-2-2214
サービス提供種類 福祉用具貸与・販売



湧別町内の介護事業所/施設 地図



①	湧別町地域包括支援センター（湧別庁舎内） 湧別町社協居宅介護支援事業所（湧別庁舎第2庁舎内） 生きがい対応型デイサービス（湧別庁舎第2庁舎内）	⑧	住宅型有料老人ホーム向日葵（A棟・B棟） ホームヘルプ向日葵 デイサービス絆
②	特別養護老人ホーム 湧別オホーツク園 地域密着型介護老人福祉施設 湧別オホーツク園リラの杜 湧別オホーツク園及びリラの杜短期入所生活介護	⑨	湧別町社協訪問介護事業所（社会福祉会館内） 生きがい対応型デイサービス（社会福祉会館内）
③	湧別町高齢者福祉センター 亜麻の里	⑩	特別養護老人ホーム 湧愛園 地域密着型特別養護老人ホーム 湧愛園ちゅーりっぷの里 湧愛園及びちゅーりっぷの里短期入所生活介護事業所
④	地域密着型介護老人福祉施設 湖水の杜（短期入所含む） 小規模多機能ホーム 湖水の杜 在宅支援型住宅 湖水の杜	⑪	ケアハウス来夢 老人デイサービスセンター
⑤	グループホーム上湧別館	⑫	居宅介護支援事業所オリーブ 訪問介護事業所オリーブ
⑥	(有)柴田家具店	⑬	デイサービスらん
⑦	有料老人ホーム リビングケア・オリーブ	⑭	リハビリ型デイサービスつなぐ

☆居宅介護支援事業所

■居宅介護支援事業所かたつむり

- ・住所 遠軽町大通南2丁目3番地20
- ・電話 0158-50-4352
- ・事業者 (特非) 遠軽町手をつなぐ育成会 かたつむりの会

☆訪問介護

■ヘルパーステーションかたつむり

- ・住所 遠軽町大通南2丁目3番地20
- ・電話 0158-50-4352
- ・事業者 (特非) 遠軽町手をつなぐ育成会 かたつむりの会

☆通所介護

■リハビリ特化型デイサービス カラダラボ遠軽

- ・住所 遠軽町大通南2丁目1番地8号
- ・電話 0158-46-3317
- ・事業者 有限会社ラボジャパン

☆訪問看護

■遠軽地域訪問看護ステーションにじ

- ・住所 遠軽町大通北3丁目1番5号
- ・電話 0158-42-4397
- ・事業者 北海道厚生農業協同組合連合会

■訪問看護ステーションCONNECT

- ・住所 遠軽町大通南1丁目10-13 井上貸店舗左側1階
- ・電話 0158-46-7782
- ・事業者 株式会社CONNECT

☆サテライト型小規模多機能型居宅介護

■夢ふうせん そよかせ

- ・住所 遠軽町大通北4丁目1-39 コスモスの郷ゆうゆう1階
- ・電話 0158-46-3333
- ・事業者 (株)エムリンク

近隣市町の福祉施設

☆介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

遠軽町

■特別養護老人ホーム 花の苑（定員 50 名）

- ・住所 遠軽町西町3丁目4番地
- ・電話 0158-42-4328 ・事業者 (福)浄光会

■特別養護老人ホーム 丸瀬布ヒルトップハイツ（定員 50 名）

- ・住所 遠軽町丸瀬布新町274番地1
- ・電話 0158-47-3001 ・事業者 (福)丸瀬布社会福祉協会

紋別市

■特別養護老人ホーム 安養園（定員 57 名）

- ・住所 紋別市大山町1丁目34番地2
- ・電話 0158-24-4700 ・事業者 (福)滋愛会

佐呂間町

■佐呂間町立特別養護老人ホーム 愛の園（定員 60 名）

- ・住所 佐呂間町字永代町177番地10
- ・電話 01587-2-3076 ・事業者 佐呂間町

☆軽費老人ホーム

佐呂間町

■ケアハウスサンガーデンさろま（定員 50 名）

- ・住所 佐呂間町字宮前町152番地6
- ・電話 01587-2-1666 ・事業者 (福)サロマ福祉会

☆有料老人ホーム

遠軽町

■小規模多機能ホーム たんぽぽ（定員 30 名）

- ・住所 遠軽町2条通南1丁目1-3
- ・電話 0158-46-3358 ・事業者 (有)ひまわり

☆サービス付き高齢者向け住宅

遠軽町

■コスモスの郷 ゆうゆう（定員 60 名）

- ・住所 遠軽町大通北4丁目1-39
- ・電話 0158-42-4165 ・事業者 (株)ゆうゆう

☆介護老人保健施設（※入所には要介護1以上の介護認定が必要です）

遠軽町

■プライムいくたはら（定員 100 名）

- ・住所 遠軽町生田原伊吹6番地1
- ・電話 0158-45-2600 ・事業者 (医)交雄会

紋別市

■介護老人保健施設サン・ヒルズ紋別（定員 100 名）

- ・住所 紋別市花園町5丁目3番7号
- ・電話 0158-26-2500 ・事業者 (医)明正会

☆介護医療院（※入所には要介護1以上の介護認定が必要です）

遠軽町

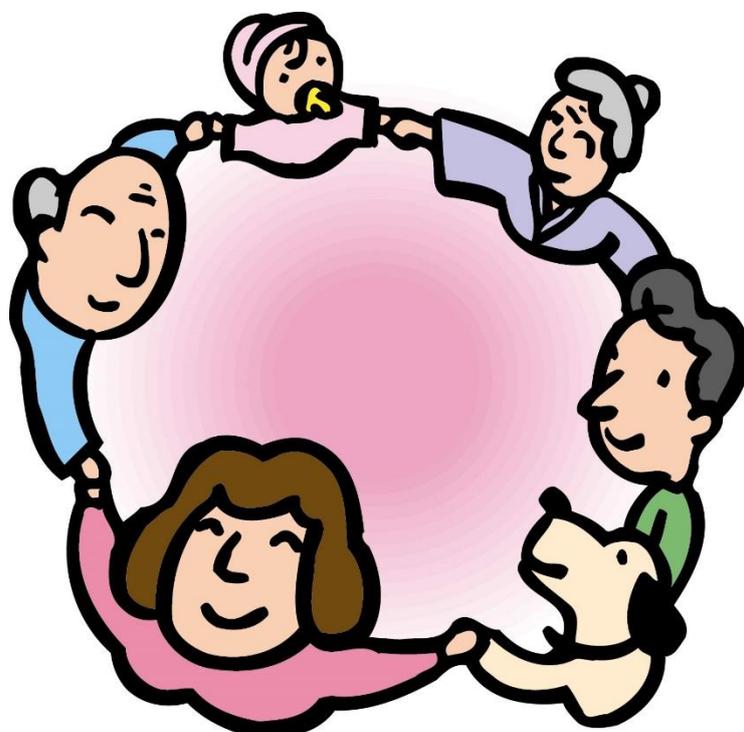
■遠軽共立病院介護医療院（定員56名）

- ・住所 遠軽町大通北1丁目3番地
- ・電話 0158-42-5215
- ・事業者 (医)縁紡会

お困りの事がありましたら

『地域包括支援センター
5-3761（福祉課内）』

へご相談ください。



（令和5年10月改訂）